

国立大学法人鹿児島大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規則

平成26年10月16日

規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学における公的研究費の取扱に関する規則（平成19年規則第82号）第12条第1項に基づき、国立大学法人鹿児島大学（以下「本学」という。）における公的研究費不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合の調査等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「公的研究費」とは、本学で機関経理を行う全ての研究費をいう。

2 この規則において「部局」とは、事務局、各学部、各研究科、附属病院、機構又は機構の各センター、ヒトレトロウイルス学共同研究センター及び各学内共同教育研究施設をいう。

3 この規則において「職員等」とは、本学に雇用されているすべての者、本学の施設・設備を利用して研究に携わる者及び本学の学生（研究生その他本学において修学する者を含む。）をいう。

4 この規則において「関係機関」とは、競争的資金を中心とした公募型の研究資金を本学に配分する文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人等をいう。

5 この規則において「不正使用」とは、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、いわゆるカラ出張や水増し出張による不当な旅費の請求など、関係法令、競争的資金などの公募型の研究資金等の配分機関の定め及び学内関係規則等に違反して公的研究費を使用することをいう。

6 この規則において「最高管理責任者」とは、学長をいう。

7 この規則において「公的研究費の運営及び管理に関する統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）」とは、学長が指名する理事をいう。

8 この規則において「通報窓口」とは、鹿児島大学における公的研究費の取扱いに関する規則（平成19年規則第82号）第11条第1項に規定する監査室及び学外の法律事務所に置く通報窓口をいう。

(不正使用に関する通報)

第3条 公的研究費の不正使用（不正使用の疑いを含む。）があると思料する者は、通報窓口に通報及び情報提供（以下「通報」という。）するものとする。

2 通報窓口は、原則として通報した者（以下「通報者」という。）の氏名、所属、住所等並びに不正使用を行ったとする職員等の氏名、不正使用の事案の内容等が明示され、かつ、不正使用とする合理的な根拠が示されたものを受け付けるものとする。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望できるものとする。この場合において、当該通報

者に対しての本規則に規定する通知、報告は通報窓口を通じて行うものとする。

- 3 通報窓口は、前項の規定にかかわらず、匿名による通報があった場合、報道やその他外部の機関から不正使用の疑いが指摘された場合、本学が設置する他の通報窓口に通報があった場合及び監査により指摘された場合は、通報の内容に応じ、前項の通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。この場合において、当該通報者に対しての本規則に規定する通知、報告は行わないものとする。

(報告等)

第4条 通報窓口に不正使用に関する通報があったときは、通報窓口の職員は、統括管理責任者に報告し、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかにその旨を報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告に係る事案について予備調査が必要であると認めたときは、関連する部局の長(事務局にあっては各部長)又は部局の長に代わる者(以下「部局長等」という。)に予備調査を行わせることができるものとする。
- 3 関連する部局長等は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、当該通報の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、第1項及び前項の報告に基づき、通報の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認の上、調査の要否を判断するとともに、調査を実施する場合は、その旨を関係機関に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、第4項の要否の判断の結果、調査する必要がない場合は、通報者に対し、その理由を付して通知するものとする。

(調査委員会)

第5条 最高管理責任者は、前条第4項において調査の実施を決定したときは、公的研究費の不正使用に係る調査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、速やかに事実関係を調査させなければならない。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
- (1) 最高管理責任者が指名する理事
  - (2) 委員長が指名する教員 若干名
  - (3) 事務局の部(室)長及び課(室)長並びに部局事務部の事務(部)長(課長及び室長を含む。)のうちから委員長が指名する者 若干名
  - (4) 学外の弁護士又は公認会計士等 若干名
  - (5) その他委員長が必要と認めた者 若干名
- 3 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 4 第2項第2号から第5号の委員は、委員長が委嘱する。
- 5 第4号の委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しないものとする。
- 6 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取すること

ができる。

7 委員長は、必要に応じ、委員会に関係職員を出席させることができる。

(調査の通知等)

第6条 委員会は、第4条第4項の規定により調査を実施する場合は、通報者、被通報者及び被通報者の所属部局長等に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 調査実施の決定の事実
- (2) 委員会委員の所属・氏名
- (3) 不服申立ての受付期間・方法

2 委員会は、通報者に対し、より詳細な情報提供及び当該事案に関する調査への協力を求めることができる。

(異議申立て)

第7条 通報者及び被通報者は、前条第1項第2号の委員会委員について、通知の日の翌日から起算して7日以内に、最高管理責任者に異議申立てをすることができる。この場合において、最高管理責任者は、その内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係る委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知するものとする。

(調査の実施)

第8条 委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。

2 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び調査方法等について関係機関に報告し、又は協議しなければならない。

3 委員会は、調査対象の職員等(以下「対象職員等」という。)に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。

4 委員会は、関連する部局長等に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。

5 委員会は、必要に応じて、対象職員等に対し調査対象制度の公的研究費の使用停止を命ずることができる。

6 通報者は、通報に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかなる不利益な取扱いも受けない。

7 通報によりその対応に当たるすべての者は、通報者、対象職員等その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

(調査への協力等)

第9条 対象職員等は、委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。退職後においても同様とする。

(認定)

第10条 委員会は、調査の結果に基づき、公的研究費の不正使用が行われたか否かを認定す

る。

- 2 前項において、不正使用が行われたと認定した場合は、その内容及び不正使用に関与した者とその関与の度合いについても認定する。
- 3 第1項の認定において、不正が行われなかつたと認定する場合であつて、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、委員会は、併せてその旨の認定を行う。ただし、当該認定を行うに当たつては、通報者に弁明の機会を与えなければならぬ。

(認定結果の報告及び通知)

第11条 委員会は、前条の認定を行つたときは、速やかに認定結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の結果を次に掲げる者に通知するものとする。

- (1) 被通報者
  - (2) 被通報者以外で不正使用に関与したと認定された者
  - (3) 前2号の者が所属する部局長等
  - (4) 通報者
- (不服申立て)

第12条 不正使用等を行つたと認定された、前条第2項第1号、第2号又は第4号に規定する者は、前条第2項の規定により通知を受けた認定結果に不服があるときは、通知日から14日以内に書面をもつて最高管理責任者に不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であつても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 不服申立ての審査は委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合において、最高管理責任者が必要と認めるときは、当該委員会の委員を変更することができる。
- 3 委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。
- 4 委員会は、当該事案の調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、ただちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は不服申立てをした者(以下「不服申立者」という。)に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的であると、委員会が判断するときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受けないことができる。
- 5 再調査を行う決定を行つた場合には、委員会は不服申立者に対し、先の調査を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 6 前項に規定する協力が得られない場合には、委員会は再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合にはただちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は不服申立者に当該決定事項を通知する。

- 7 委員会が再調査を開始した場合は、原則として50日以内に、不服申立てに係る認定の全部又は一部を取り消すか否かを決定しなければならない。
- 8 委員会は、認定結果を取りまとめ、最高管理責任者に報告するものとする。
- 9 最高管理責任者は、認定結果を通報者、被通報者及び被通報者の所属する部局長等に通知するものとする。
- 10 悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、被通報者に通知する。
- 11 前項に規定する不服申立てについては、委員会は原則として30日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとし、最高管理責任者は、審査結果を通報者及び被通報者に通知する。

(調査結果の報告)

第13条 委員会は、第11条第2項による調査結果の通知後、対象職員等から不服申立てがなく、その内容が確定したとき又は前条第1項による不服申立てに対し、同条第4項若しくは第7項の決定が行われたときは、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

(措置)

第14条 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を通報者、対象職員等、関連する部局長等に通知するとともに、関係機関に対しては、原則として通報の日から210日以内に、関係者の処分、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる調査対象制度以外の公的研究費の管理監査体制の状況、再発防止策等必要事項を加えて報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、関係機関へ報告しなければならない。
- 3 前2項のほか、最高管理責任者は、関係機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。
- 4 最高管理責任者は、前3項による報告の結果、当該関係機関から不正使用に係る公的研究費の返還命令を受けたときは、対象職員等に当該額を返還させるものとする。
- 5 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。
- 6 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正使用が認められなかつたときは、必要に応じて通報者及び対象職員等への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(調査結果の公表)

第15条 最高管理責任者は、不正使用があつたと認定された場合は、合理的な理由のため不

開示とする必要があると認めた場合を除き、次の事項を公表するものとする。

- (1) 不正使用に関与した者の所属及び氏名
  - (2) 不正使用の内容
  - (3) 公表時までに行った措置の内容
  - (4) 委員会委員の所属及び氏名
  - (5) 調査の方法、手順等
  - (6) その他必要と認める事項
- 2 最高管理責任者は、不正使用が行われなかつたと認定された場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が学外に漏洩していた場合は、調査結果を公表する。
  - 3 最高管理責任者は、前項ただし書きの規定により調査結果を公表する場合は、次の事項を公表するものとする。なお、第2号の事項については、漏洩した内容を勘案して判断するものとする。
    - (1) 不正使用は行われなかつたこと。
    - (2) 被通報者の所属及び氏名
    - (3) 委員会委員の所属及び氏名
    - (4) 調査の方法、手順等
  - 4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があつたときは、通報者の所属及び氏名を公表する。

(守秘義務)

第16条 委員会の構成員その他本規則に基づき不正使用の調査に關係した者は、その職務に關し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(委員会の事務)

第17条 委員会に関する事務は、最高管理責任者が指示する事務局の担当部署が、關係部局等の協力を得て、処理する。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、公的研究費の不正使用に係る調査等の手続きに關し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成26年10月16日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年3月20日から施行する。